外郭団体に関する特別委員会の運営について(案)

1. 委員会の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定する市の出資法人に関し、その運営の実態を把握するとともに、事業効果について調査する。

2. 基本的な運営方法

- (1)委員会が審査の対象とする団体は別紙のとおりであり、審査事項は次のとおりとする。
 - ① 予算及び事業計画
 - ② 事業の進捗状況
 - ③ 決算
 - ④ その他重要な事項
- (2) 各団体について、所管局から資料の提出を求め、説明を聴取し質疑を行う。
- (3) 委員会審査の過程において、資料提出を必要とするときは、委員会に諮ったうえで、これを要求する。
- (4) 事業の進捗状況等を調査するため、必要に応じて実地視察を行う。
- (5)以上の調査により、特に詳細なる調査を要すると認められる団体については、さらに調査を行う。

3. 委員会への提出資料

- (1)団体の概要
 - 定款
 - ② 設立年月日
 - ③ 資本金(又は基本財産)
 - ④ 本市の出資金(又は出捐金)及び債務保証額
 - ⑤ 機構、社員数(又は職員数)及び役員名簿
- (2) 予算及び事業計画
 - ① 予定損益計算書(又は収支予算書及び予定正味財産増減計算書)及び予定貸借 対照表

② 事業計画書

(3) 決算

- ① 損益計算書(又は収支計算書及び正味財産増減計算書)及び貸借対照表
- ② 事業報告書

(4) その他

- ① 業務実績に関する評価委員会の評価結果(地方独立行政法人に限る。)
- ② 経営改善の取組状況その他委員会又は所管局が必要と認める事項

4. 委員会への出席者

委員会には、当該団体を所管する局部長の出席を求める。

また、現職局部長を派遣している団体については、当該派遣者の出席も求める。

別紙 外郭団体に関する特別委員会 令和 4 年度審査対象団体

法 人 名 (32団体)	所管局(12局)
(公財) 神戸国際コミュニティセンター	市 長 室
(公財)神戸医療産業都市推進機構	企 画 調 整 局
(公財)計 算 科 学 振 興 財 団	"
神 戸 都 市 振 興 サ ー ビ ス(株)	"
公立大学法人神戸市外国語大学	IJ
(公財)神戸市民文化振興財団	文化スポーツ局
(公財)神 戸 市 ス ポ ー ツ 協 会	IJ
(公財) こうべ市民福祉振興協会	福祉局
(一財) 神戸在宅医療・介護推進財団	健 康 局
地方独立法人神戸市民病院機構	IJ
公立大学法人神戸市看護大学	IJ.
(公財)神 戸 市 産 業 振 興 財 団	経済観光局
(一財)神 戸 観 光 局	IJ.
(一財)神 戸 農 政 公 社	<i>II</i>
(株) 神戸商工貿易センター	IJ.
(株) 有 馬 温 泉 企 業	n,
(公財)神戸いきいき勤労財団	n,
神戸市道路公社	建 設 局
(公財)神 戸 市 公 園 緑 化 協 会	n,
神 戸 新 交 通(株)	都 市 局
神 戸 ハ ー バ ー ラ ン ド(株)	n,
(株) 神戸サンセンタープラザ	IJ.
神 戸 高 速 鉄 道(株)	<i>II</i>
雲 井 通 5 丁 目 再 開 発(株)	<i>II</i>
(株) こうべ未来都市機構	<i>II</i>
(一財)神 戸 住 環 境 整 備 公 社	建築住宅局
神戸航空貨物ターミナル(株)	港湾局
(株) 神戸フェリーセンター	IJ.
阪 神 国 際 港 湾(株)	<i>II</i>
(株) 神戸ウォーターフロント開発機構	IJ.
(一財)神戸市水道サービス公社	水 道 局
(一財)神戸市学校給食会	教育委員会

外郭団体に関する特別委員会 審査日程 (案)

[令和4年度]

※審査順は未定

	日程	内 容
1	7月20日(水)	委員会運営について 経済観光局(6団体)
2	8月4日 (木)	建築住宅局(1団体)港湾局(4団体)
3	8月16日(火)	市長室(1団体) 文化スポーツ局(2団体) 教育委員会(1団体)
4	8月26日(金)	福祉局(1団体) 建設局(2団体) 水道局(1団体)
5	9月5日(月)	都市局(6団体)
6	12月15日(木)	企画調整局(4団体)
7	12月23日(金)	健康局(3団体)